

事務連絡
令和2年(2020年)4月17日

業界団体代表者様

札幌市財政局長
福西 竜也

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止における
工事及び業務に係る契約上の対応について(通知)

平素から本市建設行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、本市におきましては、受注者宛てに別添資料令和2年4月17日付け札幌管第247号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止における工事及び業務に係る契約上の対応について」を交付することとし、札幌市役所契約管理課のホームページにも当該資料を掲載しましたので、お知らせいたします。

札幌市役所契約管理課ホームページ

(ホーム>観光・産業・ビジネス>入札・契約>お知らせ>工事・設計等・除雪契約に関するお知らせ)

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/oshirase/oshirase_k.html

問い合わせ先：財政局管財部契約管理課 TEL 011-211-2442

令和 2 年 (2020 年) 4 月 17 日

受注者 各位

札幌市長 秋元 克広



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止における
工事及び業務に係る契約上の対応について (通知)

平素から本市建設行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、既に契約締結を行った工事及び測量・調査・設計等の業務 (以下「工事等」という。) に関し、下記のとおり対応いたしますので、希望される場合は、施行担当課に御連絡くださいますようお願いいたします。

記

工事等の一時中止又は工期若しくは履行期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、受注者から工事等の一時中止又は工期若しくは履行期間の延長の申し出があった場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、受発注者間の協議を行った上で、契約書に基づき工事等の一時中止又は工期若しくは履行期間の見直しを行うこととしています。

また、見直しに伴う請負代金額又は業務委託料の変更がある場合は、適切に措置しますので、状況に応じて躊躇なく御相談願います。

問い合わせ先：財政局管財部契約管理課 Tel 011-211-2442